

第1部 沿革と目的

第1節 計画策定に至る経過

別府市は、西側に火山地帯が近接し、島原-別府地溝帯上に立地するという、火山活動や地震等、自然災害の影響を受けやすい状況にありながら、その環境に適応して市街地を形成している。西側の山林により涵養された天水と火山やマグマなどの地下熱による温泉や噴気などの資源を、日々の生活や生業に利用してきた結果目にする別府市の「湯けむり」は、市民には馴染みがあるものの、観光客を始め、市外の方々には非日常的な光景であり、その雄大さに圧倒されると聞く。2001年にNHKが実施した「21世紀に残したい日本の風景」で富士山に次いで第2位となったのも、このことを非常に端的に表現している。

このような評価を受け、湯けむりを文化財として後世に残して行こうという声以前から上がっていた。

ただ、湯けむり自体が沸騰泉や噴気が凝結をすることにより発生したものであるなど、あくまで事象であり、当時の文化財の範疇では保存が難しいとされてきた。

本市でもこのような声は理解しており、大分県文化課を通して協議を続けてきたが、なかなか良い方策は見つからなかった。

平成16年の景観法の制定に伴い、良質な景観の形成や保護を目的に、本市も景観行政団体となり、景観計画並びに景観条例を整備してきた。特に「湯けむり」による景観の保存は本市の重点課題として位置づけられている。

平成17年4月の文化財保護法の改正により「文化的景観」という新しい文化財の位置付けが設定された。

これにより「湯けむり」という事象でも、文化的景観「別府の湯けむり」として保存を図ることで、文化財として保存が可能となった。

前述のとおり、景観法による取り組みは進んでいることから、平成19年度の6月議会にて、「別府の湯けむり」を国の重要文化的景観に選定を受け、保存し後世に伝えていくという市の方針を打ち出し、具体的には「鉄輪地区・明礬地区」を第1期の対象地域として取り組みを進めてきた。

このたび、文化庁文化財部記念物課、大分県教育委員会、学識経験者や地域の代表、関係団体の代表、行政機関職員から成る別府市湯けむり景観保存管理検討委員会の指導、助言の下、別府市湯けむり景観保存計画を策定するに至ったところである。

第2節 計画の目的

「文化的景観 別府の湯けむり景観」は、温泉という地下資源を観光や地獄蒸し・湯の花製造といった多面的かつ最大限に活用する中で形成される景観である。自噴する噴気とともに掘削により高く吹き上げられた湯けむりは、自然資源に対して人間が働きかけを行ってきたことを象徴する景観と言える。

ただ、豊富と言われてきた湯けむりの素となる温泉資源も近年の研究で有限なことが確認され、その保全が必要とされるとともに、今後のまちづくり等を図る上で景観保全の考え方を取り入れた様々な取り組みが必要となってきた。

このため、本計画では、国の重要文化的景観として保存・活用し、地域における景観保全・地域活性化の意識高揚を目的に、別府市の文化的景観の保護の方針を定め、今後のまちづくりに寄与しようとするものである。